

發 言 通 告 書

令和 8 年 9 月 10 日

松山市議会議長 大塚 啓 史 殿

松山市議会議員 向 田 将 央

次のとおり通告します。

発言順位	6	受領日時	9月 10日	午前・午後	9時 25分	1 枚中	1 枚目
質問等の方式	一問一答方式			・ 一括方式	発言時間	約 40 分	
答弁を求める者	・市長 ・教育長 ・選挙管理委員会委員長 ・公平委員会委員長 ・農業委員会会長 ・監査委員 ・公営企業管理者						

No	件名	発言の要旨
1	想定外の大規模災害対策について	(1) 全国での関心の持ち方からしても、特に震災というと、まず南海トラフの問題が取り上げられる。一方、本市で考えた場合、松山市を震源地として発生する、いわゆる直下型の地震について話題に上る場面をあまり見かけないように思う。本市で発生する直下型地震の被害想定について問う。 (2) 本市では、南海トラフ地震とは異なる、中央構造線断層帯による直下型地震の被害想定を踏まえた防災対策について、どのように考えているのか。 (3) 本市でも内水ハザードマップを作成し、現在では本市のホームページでも閲覧できるようになっている。その内水ハザードマップで想定している浸水の規模は、どのような基準で決めているのか。 (4) 本市のホームページでは、内水ハザードマップについて、地域別にページを用意し、内水氾濫の危険性も紹介されている。令和8年8月千葉豪雨の事例を念頭に、今後の本市の内水ハザードマップの見直しと、周知方法について問う。 (5) 災害によって自動車を失った個人事業主や自動車をなりわいに不可欠な手段として使用している市民について、本市では車両そのものの損害に加えて、車両を失ったことによって生じる事業や収入への影響に対して、どのような支援が可能だと考えているのか。 (6) 災害によって仕事に必要な自動車を失った被災者に対する支援について、国や愛媛県等と連携して対応する仕組みを本市としてあらかじめ検討しておくことはできないか、本市の意見を伺う。 (7) 本市として、罹災証明書の申請を入り口として、利用可能な支援制度を被災者ごとに案内し、知らなかったことで支援が受けられない被災者が生じないように、どのように取り組んでいるのか。